

## 【シンガポール】成年弱者保護法の制定

海外立法情報課 山崎 美保

\* 2018年6月12日、高齢者や成年障害者を虐待、ネグレクト、セルフ・ネグレクトから保護することを目的とした、成年弱者保護法が成立した。

### 1 背景

近年急速に高齢化が進むシンガポールでは、高齢者（65歳以上）の人口は、2013年に40万人（総居住権者<sup>1</sup>の10.5%）を超え、2017年には約52万人（総居住権者の13%）に達し<sup>2</sup>、2030年までに90万人に達すると予想されている<sup>3</sup>。一人暮らしの高齢者は、2012年に3万1000人であったが、2030年には8万3000人に達すると見込まれる<sup>4</sup>。また、同年には、13万人が認知症を患うと推測されている<sup>5</sup>。なお、障害のある人の数は、2010年において約9万7200人、そのうち18歳以上が7万7200人であった<sup>6</sup>。

成年弱者保護法案は、2014年10月に初めて議会に提出され、2015年までに制定する予定であったが、審議に3年以上をかけて、2018年5月18日に可決された<sup>7</sup>。法律の制定に時間がかかった理由として、社会家族開発大臣は、この法律は家庭の領域や個人的問題への法的介入に関わるため、早急に制定することはできなかつたと述べている<sup>8</sup>。また社会家族開発省は、弱者に対する介護や支援の決定は主に個人や家族の私的な事柄であり、法の介入は最終手段であるとする<sup>9</sup>。

### 2 法の構成と概要

成年弱者保護法<sup>10</sup>は、第1章：序文（第1条～第4条）、第2章：成年弱者の保護（第5条～第18条）、第3章：一時的なケア及び保護の場所、安全な場所、適した人材並びに審査委員会（第19条～第21条）、第4章：秘密情報（第22条～第25条）、第5章：執行（第26条～第29条）、第6章：雑則（第30条～第37条）、第7章：付随する法律の改正（第38条～第42条）の全42条から成る。

#### (1) 虐待、ネグレクト、成年弱者の定義（第2条）

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年12月5日である。

<sup>1</sup> シンガポール国民と永住権保有者の総計。

<sup>2</sup> M810011 - Singapore Residents By Age Group, Ethnic Group And Sex, End June, Annual, Department of Statistics Singapore. <<http://www.tablebuilder.singstat.gov.sg/publicfacing/createDataTable.action?refId=14911>>

<sup>3</sup> “Strengthening the protection of vulnerable adults,” Ministry of Social and Family Development press releases, May 18, 2018. <<https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Strengthening-the-Protection-of-Vulnerable-Adults.aspx>>

<sup>4</sup> *ibid.*

<sup>5</sup> “Dementia helpline gets 40% increase in calls,” The Straits Times, Sep 5, 2018. <<https://www.straitstimes.com/singapore/dementia-helpline-gets-40-increase-in-calls>>

<sup>6</sup> Disabled People’s Association, Singapore (DPA), Singapore and the UN CRPD, 2015, p.42. <<http://www.dpa.org.sg/wp-content/uploads/2015/06/Singapore-and-UN-CRPD.pdf>>

<sup>7</sup> “Law to protect vulnerable adults from abuse and neglect passed,” The Straits Times, May 18, 2018. <<https://www.straitstimes.com/politics/law-to-protect-vulnerable-adults-from-abuse-and-neglect-passed>>

<sup>8</sup> *ibid.*

<sup>9</sup> “Strengthening the protection of vulnerable adults,” *op.cit.*(3)

<sup>10</sup> Vulnerable Adults Act 2018 (No. 27 of 2018). <<https://sso.agc.gov.sg/Act/VAA2018/Uncommenced/20181010030659?DocDate=20181004>>

虐待とは、①身体的虐待、②精神的虐待、③個人による、何らかの方法により他人をコントロール又は支配し、人の安全や幸福を脅かす行為、④個人による、他人の移動の自由や幸福を合理的な理由もなく奪う、又は奪うおそれのある行為をいう。

ネグレクトとは、個人に関して、傷害若しくは肉体的苦痛をもたらす、又は精神的若しくは肉体的に健康に害をもたらす程度に、基本的なケア（例えば、食事、衣服、医療、住居、その他の生活必需品）を個人に与えないことをいう。

セルフ・ネグレクトとは、個人に関して、自己管理のための日常生活における基本的作業を行えず、①非衛生的若しくは危険な状況で暮らし、②栄養失調若しくは脱水症状に苦しみ、又は③肉体的若しくは精神的な疾患や傷病を治療できずに苦しんでいる状況をいう。

成年弱者とは、精神的又は肉体的虚弱、障害、無能力によって、虐待、ネグレクト、セルフ・ネグレクトから自身を守ることができない18歳以上の者をいう<sup>11</sup>。

## (2) 監督局長・保護官による権限行使の条件（第5条）

監督局長又は保護官<sup>12</sup>は、個人に関して①ある個人が弱者であり虐待、ネグレクト、セルフ・ネグレクトを受けている、又はその危険があると信じるに足る理由がある場合、又は②裁判所が監督局長又は保護官にその権限を与える命令を行った場合等に、権限を行使できる。

## (3) 監督局長・保護官の権限（第6条～第10条）

監督局長又は保護官は、個人が弱者であるかを判断し（第6条）、弱者の居る建物内に立ち入り（第8条）、虐待などをを受けているかを判断するための情報提供を、監督局長又は保護官がその情報を持つと信じる者に命じる（第9条）権限を持つ。さらに、第10条では弱者を移動させる権限とその行使の条件を規定している。弱者を移動させる場合、上記の権限行使の条件①に加え、弱者の承諾を必要とするが、承諾するための意思能力を欠く場合や、意思能力はあるが移動を拒否した場合等の行使の条件も規定されている。

## (4) 一時的なケア・保護の場所、適した人材への委託と裁判所命令（第11条～第17条）

第11条は、監督局長や保護官が、虐待などを理由に弱者を移動させた際の対応について規定する。弱者を一時的なケアや保護の場所（第19条に規定）又は適した人材<sup>13</sup>に委託すること、また虐待などを理由に個人の保護と安全のため、彼らを元の場所や家族にすぐに帰すことを許可できない場合に、移動後14開庁日以内に裁判所に裁判所命令の申請を行うこと（第12条～第17条に規定）等を含む。この裁判所命令は、例えば、保護施設への委託期間の決定、虐待を行う者に対する虐待禁止命令、弱者との接触禁止命令、弱者が日常的に居住する建物又は建物内の特定の場所に対する排他的な占有権を弱者に与える命令等である（第14条）。

## (5) 弱者の身元を特定できる情報の公開制限（第22条）

監督局長の同意なく、この法律に定める調査や保護などの対象となった弱者の身元が特定できるような情報や映像を公表又は放映してはならない。違反した場合、5,000シンガポールドル<sup>14</sup>以下の罰金、2回目以降は10,000シンガポールドル以下の罰金が科せられる（第6項）。

<sup>11</sup> 児童（14歳未満）や青少年（14歳以上16歳未満）を虐待などから保護する場合は、児童・青少年法（1993年制定、2011年最終改正）が適用される。Children and Young Persons Act. <<https://sso.agc.gov.sg/Act/CYPA1993>>

<sup>12</sup> 監督局長とは社会家族開発大臣によって任命された社会福祉監督局長（Director of Social Welfare）を指し、保護官とは社会福祉監督局長が保護官として任命した公務員をいう（第2条）。

<sup>13</sup> 適した人材とは、裁判所又は監督局長が弱者にケアと保護を提供するに適していると考えられる個人や団体（第2条）。

<sup>14</sup> 1シンガポールドルは約82円（平成30年12月分報告省令レート）。